

計量器（はかり）定期検査のお知らせ・手数料

埼玉県計量検定所
市 町 村

計量法第19条の規定により、取引・証明に使用するための「はかり」の定期検査を行いますので、所定の日時に受検していただきますようお願いいたします。

検査対象となる「はかり」

取引・証明に使用する「はかり（分銅・おもりを含む）」が対象となります。

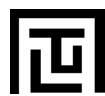
検査の対象となる「はかり」の例	検査の対象でない「はかり」の例
1. 商品の重さを明示するために使用するもの 2. 原材料の購入・製品の販売出荷のために使用するもの 3. 食材などの購入のために使用するもの 4. 貨物・荷物の運賃算出等に使用するもの 5. 農産物、水産物の売買・出荷のために使用するもの 6. 薬の調剤用に使用するもの 7. 廃棄物処理業者などが、処理費用の算定に使用するもの 8. 自動詰込機(自動はかり)により詰め込んだ商品の重さを最終確認するために使用するもの 9. 観光農園や農産物直売所において料金算定や量目表記のために使用するもの 10. 保健所(保健センター)、病院、学校、幼稚園、保育所、産婦人科医院等で法に定められた健康診断(体重測定)に使用するもの	1. 原材料の配合等に使用するもの 2. 個人が健康管理のために使用する体重計 3. 公民館、公衆浴場等に設置された体重計 4. 郵便物の料金の目安として使用するもの 5. 試しはかり[※]として使用するもの ([※]最終的な計量は別のはかりで行う) 6. 動物病院で治療のために使用するもの 7. 商品を小分けにするためのもので、重さの明示に使用しないもの 8. 病院等で処置室や手術室等における施術の管理で使用するもの

用意するもの

- 1 はかり（分銅・おもりを含む）
- 2 申請書（3枚複写）
- 3 検査手数料（一覧表のとおり）

集合検査会場ではキャッシュレス決済のみ
(現金の場合、金融機関での納付が必要となり、時間を要します。詳細は裏面参照)
電気式はかりの使用場所での検査は現金のみ

図1 検定証印



2019 1

(2019年1月に検定したことを表す)

図2 基準適合証印



2019 1

図3 家庭用



(取引・証明に使用できません)

注意すること

1. 検定証印等（図1、2）がないものは、取引・証明に使用できません。
2. 家庭用のマーク（図3）のあるはかり（ヘルスメーター、ベビースケール、キッチンスケール）は取引・証明に使用できません

お問い合わせ

検査に関して御不明な点は、埼玉県計量検定所（Tel. 048-652-2171）又は、各市町村のはかりの定期検査担当までお問い合わせください。

●機械式（アナログ式）はかりをお持ちの方対象

令和6年度から集合検査会場における、検査手数料のお支払いは【キャッシュレス決済】のみとなりました。

利用可能な決済サービス

クレジットカード・デビットカード：VISA、Mastercard®、JCB、American Express
電子マネー：nanaco、WAON、楽天Edy、交通系（Suica、PASMO等）
コード決済：PayPay、au PAY、楽天ペイ、d払い

上記の手段をお持ちでない場合、集合検査会場にてご持参いただいたはかりを確認し手数料が定まった後、対応する金融機関等の窓口までご足労いただき、支払いを済ませた後の検査となるなど、大変な時間と手間がかかります。

是非とも、検査会場で簡単に支払いを済ませられるキャッシュレス決済手段のご用意をお願いいたします。

対応する金融機関（抜粋）

埼玉りそな、武蔵野、埼玉信金、みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、川口信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、青梅信用金庫、埼玉信用組合、JAバンク等（ゆうちょ銀行と市役所等に設置されている銀行等の派出窓口は対応外）

計量器定期検査手数料一覧表

機械式（アナログ式）はかり

能力	手数料
100kg以下	600円
250kg以下	1,000円



※分銅付

指示はかり（針が重さを示すもの）

※分銅・おもりは別に
手数料が掛かります。



※分銅付
天びん

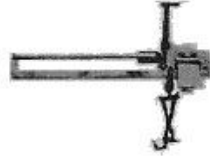


※おもり付
台手動はかり



※分銅付

等比皿はかり



懸垂手動はかり



※おもり付

不等比皿はかり

手数料

300円



※おもり付
棒はかり



懸垂指示はかり

※分銅・おもり付のはかりは、はかりの検査手数料に次の分銅・おもりの検査手数料を加算する

個数	手数料
1個	10円

電気式（デジタル式）はかり

（はかりの使用場所にお伺いして検査を行います。）

能力	手数料
100kg以下	1,500円
250kg以下	1,900円
500kg以下	2,300円

※最小の目量又は、表記された感量がひょう量の1万分の1未満の場合は、手数料が2倍になります。

